

議案第4号

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄について

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権を、次のとおり放棄する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
平成12年度	貸 付 金	628,000円	1件	大阪地方裁判所から令和4年12月19日付けで、免責許可決定が確定したことによるもの
平成15年度		88,000円	1件	
合 計		716,000円	2件	

放棄する貸付金に係る守口市奨学資金条例第11条の規定に基づく債権放棄の日までの延滞金についても放棄する。